# 松江市伝統美観保存区域等修景事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市の交付する松江市伝統美観保存区域等修景事業費補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号。以下「景観計画」という。）に定める区域等において景観形成基準に適合する行為に対し補助金を交付することにより伝統美観の保存を図り、郷土愛の高揚に資するとともに、広く文化の向上発展に寄与することを目的とする。

（補助対象及び補助金の額）

第３条　補助金の対象となる区域及び行為は次のとおりとする。

(1)　松江市景観条例（平成19年松江市条例第37号。以下「条例」という。）第７条第１号に規定する伝統美観保存区域内の建築物の建築等及び工作物の建設等

(2)　条例第７条第３号に規定する北堀町景観形成区域内の建築物の建築等及び工作物の建設等

(3)　条例第７条第４号に規定する清光院下景観形成区域内の建築物の建築等及び工作物の建設等

(4)　条例第７条第５号に規定する北殿町惣門橋通り景観形成区域内の建築物の建築等及び工作物の建設等

(5)　条例第７条第６号に規定する石橋一区景観形成区域内の建築物の建築等及び工作物の建設等

(6)　条例第7条第7号に規定する内中原町景観形成区域内の建築物の建築等及び工作物の建設等

(7)　景観計画に定める景観重要公共施設のうち市長が定めるもので、その施設に隣接する工作物の建設等

2　補助金の交付の対象である行為の内容及び事業費並びに交付の率又は金額及び終期は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3　前項の事業は、当該補助事業の交付決定を受けた会計年度内に完了しなければならない。

4　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、区域内の土地又は建築物その他工作物の所有者、管理者又は占有者とする。ただし、松江市税を滞納している者を除く。

5　補助対象者に交付する補助金の上限は、区分ごとに別表のとおりとする。ただし、町並み景観を修景及び保全するための事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業を除く。）を他の補助金又は事業の援助等を受けて行う者はその補助金又は援助の額を差し引いた部分について補助金の交付を受けることができるものとする。

6　補助を受けた者に対しては、交付の日から起算して別表に定める期間内は補助金を再交付しない。ただし、あらかじめ年次計画を立て、市長が認めた場合はこの限りでない。

7　天災及びその他やむを得ない事由により市長が特に必要と認めた場合は、前各項の規定にかかわらず補助することができる。

（財産処分の制限）

第４条　補助を受けた者は、当該補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助を受けた者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を松江市に納付した場合、交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。）10年を経過した場合又は市長が災害その他の特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（雑則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表(第3条関係)

<table>
<tr><th colspan="2">補助金の対象となる区域</th><th>区分</th><th>交付の対象である行為の内容</th><th>交付の対象となる行為の事業費（対象事業費）</th><th>補助対象とする面</th><th>交付の率又は金額</th><th>補助金交付の再がない期間</th><th>終期</th></tr>
<tr><td rowspan="7">伝統美観保存区域</td><td rowspan="5">塩見縄手地区</td><td rowspan="3">建築物</td><td>伝統的様式を持つ建築物の維持保全を目的とした修繕・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、伝統美観を構成する伝統的様式を持つ建築物の維持保全を目的とした行為に要する事業費</td><td rowspan="3">屋根・壁全面</td><td rowspan="3">左記総事業費の10分の7とし、1件の限度額を600万円とする。</td><td rowspan="3">5年間</td><td rowspan="3">令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td>建築物の、伝統的様式への修景に配慮した新築・増築・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建築物の、黒色系の和瓦、漆喰壁、下見板、木製建具、木製格子（建築設備の目隠し含む。）、土台、基礎、擁壁など伝統的な形態意匠への修景行為に要する事業費</td></tr>
<tr><td>伝統的様式を持つ建築物に付属した門･塀の維持保全を目的とした修繕・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、伝統美観を構成する伝統的様式を持つ門・塀の維持保全を目的とした行為に要する事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物等</td><td>工作物の設置に伴う修景措置及び色彩の変更</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、伝統美観を保全する為に必要な修景行為に要する事業費</td><td rowspan="2">道路に面する部分</td><td rowspan="2">左記総事業費の10分の7とし、1件の限度額を200万円とする。</td><td rowspan="2">3年間</td><td rowspan="2">令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td>宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採及び処理、土石類の採取及び処理、その他伝統美観の保存に資する行為</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、伝統美観を保全する為に必要な修景行為に要する事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="5">普門院外濠地区</td><td rowspan="2">建築物</td><td>伝統的様式を持つ建築物の維持保全を目的とした修繕・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、伝統美観を構成する伝統的様式を持つ建築物の維持保全を目的とした行為に要する事業費</td><td rowspan="2">屋根全面、壁面は道路に面する部分</td><td rowspan="2">左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を300万円とする。</td><td rowspan="2">5年間</td><td rowspan="2">令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td>建築物の、伝統的様式への修景に配慮した新築・増築・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建築物の、黒色系の和瓦、漆喰壁、下見板、木製建具、木製格子（建築設備の目隠し含む。）、土台、基礎、擁壁など伝統的な形態意匠への修景行為に要する事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物等</td><td>工作物の設置に伴う修景措置及び色彩の変更</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、伝統美観を保全する為に必要な修景行為に要する事業費</td><td rowspan="2">道路に面する部分</td><td rowspan="2">左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を200万円とする。</td><td rowspan="2">3年間</td><td rowspan="2">令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td>宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採及び処理、土石類の採取及び処理、その他伝統美観の保存に資する行為</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、伝統美観を保全する為に必要な修景行為に要する事業費</td></tr>
</table>

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伝統美観保存区域 | 城山濠内地区 | 建築物 | 伝統的様式を持つ建築物の維持保全を目的とした修繕・改築 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、伝統美観を構成する伝統的様式を持つ建築物の維持保全を目的とした行為に要する事業費 | 屋根全面、壁面は道路に面する部分 | 左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を300万円とする。 | 5年間 | 令和8年3月31日 |
| | | | 建築物の、伝統的様式への修景に配慮した新築・増築・改築 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建築物の、黒色系の和瓦、漆喰壁、下見板、木製建具、木製格子（建築設備の目隠し含む。）、土台、基礎、擁壁など伝統的な形態意匠への修景行為に要する事業費 | | | | |
| | | | 伝統的様式を持つ建築物に付属した門･塀の維持保全を目的とした修繕・改築 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、伝統美観を構成する伝統的様式を持つ門・塀の維持保全を目的とした行為に要する事業費 | | | | |
| | | 工作物等 | 工作物の設置に伴う修景措置及び色彩の変更 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、伝統美観を保全する為に必要な修景行為に要する事業費 | 道路に面する部分 | 左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を200万円とする。 | 3年間 | 令和8年3月31日 |
| | | | 宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採及び処理、土石類の採取及び処理、その他伝統美観の保存に資する行為 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、伝統美観を保全する為に必要な修景行為に要する事業費 | | | | |
| 北堀町景観形成区域<br>清光院下景観形成区域<br>石橋一区景観形成区域<br>内中原町景観形成区域 | | 建築物 | 城下町の面影や歴史的風情に配慮した建築物の維持保全を目的とした修繕・改築 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、城下町の面影や歴史的風情に配慮した建築物の維持保全を目的とした行為に要する事業費 | 屋根全面、壁面は道路に面する部分 | 左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を300万円とする。 | 5年間 | 令和8年3月31日 |
| | | | 城下町の面影や歴史的風情に配慮した建築物の新築・増築・改築 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建築物の、黒色系の和瓦、漆喰壁、下見板、木製建具、木製格子（建築設備の目隠し含む。）、土台、基礎、擁壁など城下町の風情や、歴史的風情に配慮した修景行為に要する事業費 | | | | |
| | | 工作物等 | 工作物の設置に伴う修景措置及び色彩の変更 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、城下町の面影や歴史的風情に配慮した修景行為に要する事業費 | 道路に面する部分 | 左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を200万円とする。 | 3年間 | 令和8年3月31日 |
| | | | 宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採及び処理、土石類の採取及び処理、その他城下町の面影や歴史的風情に配慮した修景行為 | 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、城下町の面影や歴史的風情に配慮した修景行為に要する事業費 | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="4">北殿町惣門橋通り景観形成区域</td><td rowspan="2">建築物</td><td>城下町の面影や歴史的風情に配慮した建築物の維持保全を目的とした修繕・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される、城下町の面影や歴史的風情に配慮した建築物の維持保全を目的とした行為に要する事業費</td><td rowspan="2">屋根全面、壁面は道路に面する部分</td><td rowspan="2">左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を300万円とする。</td><td rowspan="2">5年間</td><td rowspan="2">令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td>城下町の面影や歴史的風情に配慮した建築物の新築・増築・改築</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建築物の、黒色系の和瓦、漆喰塗、下見板、木製建具、木製格子（建築設備の目隠し含む。）、土台、基礎、擁壁など城下町の風情や、歴史的風情に配慮した修景行為に要する事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物等</td><td>工作物の設置に伴う修景措置及び色彩の変更</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、城下町の面影や歴史的風情に配慮した修景行為（門、塀、垣、水路壁等）に要する事業費</td><td rowspan="2">道路に面する部分、水路壁は通り見かえる部分</td><td rowspan="2">左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を200万円とする。<br>ただし、水路壁石積の修景を併せて行う場合は、1件の限度額を250万円とする。この場合において、石積以外の工作物又は石積にかかる修景行為それぞれの限度額は200万円とする。</td><td rowspan="2">3年間</td><td rowspan="2">令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td>宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採及び処理、土石類の採取及び処理、その他城下町の面影や歴史的風情に配慮した修景行為</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、城下町の面影や歴史的風情に配慮した修景行為に要する事業費</td></tr>
<tr><td>景観重要公共施設（松江堀川）に隣接する区域</td><td>工作物</td><td>景観重要公共施設に隣接する工作物の設置に伴う修景措置</td><td>道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される箇所において、地域の良好な景観の形成の方針に従った石積擁壁の修景行為に要する事業費</td><td></td><td>左記総事業費の3分の2とし、1件の限度額を200万円とする。</td><td>3年間</td><td>令和8年3月31日</td></tr>
</table>

備考　1　通りとは、市道北田大手前線（惣門橋通り）をいう。

2　松江堀川とは、主要地方道松江島根線から市道北松江停車場恵曇線までの、一級河川斐伊川水系北田川の一部、四十間堀川の一部、京橋川の一部、北堀川の一部、田町川の一部、米子川をいう。